

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、本市の保育所の私立化を行うため、「習志野市立保育所私立化ガイドライン」（以下「私立化ガイドライン」という。）を改定するに当たり、関係者の意見を聴くため、習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会（以下「改定懇話会」という。）を置く。

（職務）

第2条 改定懇話会は、本市が行う私立化ガイドラインの改定に当たり、必要な検討を行い、助言を行う。

（組織）

第3条 改定懇話会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 保育に専門的知識のある者
- （2） 市立保育所長
- （3） 市立保育所等の職員
- （4） 市立保育所の保護者
- （5） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から私立化ガイドラインが改定される日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 改定懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、改定懇話会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 改定懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。ただし、座長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において、座長及び副座長に共に事故があるときは、出席委員の互選により選出された委員が議長となる。

(資 料 提 出 の 要 求 等)

第 7 条 改定懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第 8 条 改定懇話会の庶務は、こども政策課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、改定懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が市長と協議のうえ定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、私立化ガイドラインが改定された日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 1 2 日から施行する。